

(別添1参考)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成30年3月5日保医発0305第1号)の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部～第2部 (略)</p> <p>第3部 検査</p> <p>第1節 検体検査料</p> <p>第1款 検体検査実施料</p> <p>D 0 0 0～D 0 0 6 (略)</p> <p>D 0 0 6－2 造血器腫瘍遺伝子検査</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>BRACAnalysis診断システムは、区分番号「D 0 0 6－2」造血器腫瘍遺伝子検査の所定点数2回分、区分番号「D 0 0 6－4」遺伝学的検査「3」処理が極めて複雑なものの所定点数2回分を合算した点数を準用して算定できる。</u></p> <p>ア <u>転移性又は再発乳癌患者の全血を検体とし、PCR法等により、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、BRCA1遺伝子及びBRCA2遺伝子の生殖細胞系列の変異の評価を行った場合に限り算定する。</u></p> <p>イ <u>本検査は、化学療法の経験を5年以上有する常勤医師又は乳腺外科の専門的な研修の経験を5年以上有する常勤医師が1名以上配置されている保険医療機関で</u></p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部～第2部 (略)</p> <p>第3部 検査</p> <p>第1節 検体検査料</p> <p>第1款 検体検査実施料</p> <p>D 0 0 0～D 0 0 6 (略)</p> <p>D 0 0 6－2 造血器腫瘍遺伝子検査</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) (新設)</u></p>

実施すること。

ウ 本検査は、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関で実施すること。ただし、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関との連携体制を有し、当該届出を行っている保険医療機関において必要なカウンセリングを実施できる体制が整備されている場合は、この限りではない。

D 0 0 6 - 3 ~ D 0 2 7 (略)

第2款 (略)

第2節～第3節 (略)

第4節 診断穿刺・検体採取料

D 4 0 0 ~ D 4 1 2 (略)

D 4 1 3 前立腺針生検法

放射線治療用合成吸収性材料を用いる処置については、区分番号「D 4 1 3」前立腺針生検法の所定点数により算定する。

D 4 1 4 ~ D 4 1 9 - 2 (略)

第4部～第13部 (略)

第3章 (略)

D 0 0 6 - 3 ~ D 0 2 7 (略)

第2款 (略)

第2節～第3節 (略)

第4節 診断穿刺・検体採取料

D 4 0 0 ~ D 4 1 2 (略)

(新設)

D 4 1 4 ~ D 4 1 9 - 2 (略)

第4部～第13部 (略)

第3章 (略)

(別添2参考)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成30年3月5日保医発0305第10号)の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>I 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号） (以下「算定方法告示」という。) 別表第一医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）に係る取扱い</p> <p>001～196 (略)</p> <p><u>199 甲状腺固定用器具</u> <u>甲状腺固定用器具の使用にあたっては、関係学会の定める診療に関する指針に沿って使用した場合に限り算定できる。</u></p> <p><u>200 放射線治療用合成吸収性材料</u></p> <p>(1) <u>放射線治療用合成吸収性材料は、前立腺癌の放射線治療に際し、直腸の吸収線量を減少させることを目的として使用した場合に限り算定できる。</u></p> <p>(2) <u>当該材料は、関係学会の定める診療に関する指針に従って使用した場合に限り算定できる。</u></p> <p>(3) <u>当該材料をStage I 又はII以外の前立腺癌患者に使用した場合には、本品の対象とならない患者ではないことについて診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u></p> <p>4～6 (略)</p> <p>II～IV (略)</p>	<p>I 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号） (以下「算定方法告示」という。) 別表第一医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）に係る取扱い</p> <p>001～196 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>4～6 (略)</p> <p>II～IV (略)</p>

(別添3参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成30年3月5日保医発0305第13号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(別表) I (略) II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 001～154 (略) 155 植込型心電図記録計 (1)～(2) (略) (3) 機能区分の定義 ① (略) ② 特殊型 次のいずれにも該当すること。 ア～オ (略) カ <u>心房細動の有無の判定を心電図波形の形態分析によって行うアルゴリズムを有していること。</u>	(別表) I (略) II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 001～154 (略) 155 植込型心電図記録計 (1)～(2) (略) (3) 機能区分の定義 ① (略) ② 特殊型 次のいずれにも該当すること。 ア～オ (略) カ <u>心房細動の有無の判定に、心電図波形の形態分析によってP波の有無を考慮するアルゴリズムを有していること。</u>
156～198 (略) 199 <u>甲状腺固定用器具</u> <u>定義</u> 次のいずれにも該当すること。 (1) <u>薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（4）整形用品」であって、一般的名称が「甲状腺固定用器具」であること。</u> (2) <u>喉頭形成手術に用いるものであること。</u>	156～198 (略) <u>(新設)</u>

200 放射線治療用合成吸収性材料

定義

次のいずれにも該当すること。

(1) 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（4）整形用品」であって、一般名称が「放射線治療用吸収性組織スペーサー」であること。

(2) 前立腺癌の放射線治療に際し、直腸の吸収線量を減少させる目的に前立腺と直腸の間の組織に対して注入して使用されるものであること。

III～VIII (略)

III～VIII (略)